

## 藤井寺市教育委員会が管理する文化財関係の映像データの貸出基準

### (目的)

- 1 世界遺産古市古墳群をはじめとした藤井寺市の文化財の普及啓発を図るため、藤井寺市教育委員会が管理する映像データの貸出制度を創設し、貸出の基準をここに定める。

### (申請書の提出)

- 2 映像データの貸出を受けようとする者は、事前に「映像データ使用申請書」(様式第1号)を提出し、藤井寺市教育委員会教育長(以下、「教育長」という。)の申請を受けなければならない。

### (貸出基準)

- 3 映像データの貸出目的が次の各号のいずれかに該当するときは、映像データの貸出をしない。ただし、教育長が必要と認める場合はこの限りでない。
  - (1) 本市の業務に支障が生じるおそれがある場合
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある場合
  - (3) 営利を目的とする場合
  - (4) 政治活動及び宗教活動を目的とする場合
  - (5) 商標や意匠として使用されるおそれがある場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が不適當であると認めるとき

### (映像データの貸出期間等)

- 4 映像データの貸出期間は、貸出日から起算して2週間以内とする。  
貸出期間を超えて映像データを使用しようとする者は、その旨を教育長に連絡し、指示を受けなければならない。

### (映像データの返却)

- 5 映像データの貸出を受けた者(以下「使用者」という。)は、貸出を受けた目的で使用した後、速やかに映像データを返却しなければならない。

### (譲渡及び転用の禁止)

- 6 使用者は、映像データを他人に譲渡し、又は他人に使用させ、若しくは申請した目的以外に使用してはならない。

### (複製の禁止)

- 7 使用者は、映像データを複製してはならない。

### (費用)

- 8 映像データの貸出は無料とする。ただし、映像データの郵送に要する費

用その他必要な費用は、使用者が負担しなければならない。

(映像データの損害)

- 9 使用者が映像データを紛失、汚損、毀損したときは、過失の有無にかかわらず、使用者が映像データの原状を復する。

(使用者の遵守事項)

- 10 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。  
(1) 著作権法その他関係法令を遵守し、法令上の問題が生じた場合には、すべて使用者がその責を負うこと。  
(2) 前各号に掲げるもののほか、教育長の指示に従うこと。

(著作権)

- 11 映像データの著作権は、藤井寺市教育委員会に帰属する。

(その他)

- 12 この基準に定めるもののほか、映像データの貸出に必要な事項は教育長が定める。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。